

(1) H30年度 再建（退去）見込み【特定延長（再延長）世帯以外】

再建時期 解消	地区	仮設団地名	H30. 11月	12月	H31. 1月	2月	3月	時期 未定	計	内訳		
										特定延長 対象外	特定延長 (再延長 以外)	
H30.9	雄勝	1 仮設雄勝森林団地	1	2				1	4	1	3	
		2 仮設立浜団地						1	1		1	
H31.3	河北	3 仮設追波川河川団地	8						8		8	
H31.9	本庁	4 仮設大橋団地	5	2			1	7	15	7	8	
		5 仮設開成第10団地	3						3	1	2	
		6 仮設南境第4団地	3					4	7	2	5	
		7 仮設南境第7団地	5				1	3	9	6	3	
		8 仮設向陽団地	2				2	1	5	1	4	
		9 仮設蛇田西部第1団地	1						1	1		
	10 仮設蛇田西部第2団地	1					1	3		3		
	11 仮設渡波第1団地						1	2	3		3	
	河北	12 仮設飯野川校団地	1					2	2	5	1	4
		13 仮設三反走第2団地	1					1	2			2
		14 仮設河北三反走団地	11	5					16	3	13	
河南	15 仮設追波川多目的団地	12	3				1	2	18	3	15	
	16 仮設旭化成団地	2	1	1			2	5	11	6	5	
計			56	13	1		12	29	111	32	79	

＜特定延長対象外世帯への対応状況＞ *表A参照

【自宅完成待ち】建築請負契約書、再建予定の現地訪問等により進捗状況を確認しながら聞取りを実施。把握した自宅完成時期から仮設住宅返還が遅れないよう状況把握を継続する。

【荷物移動未、返還手続き未】精神疾患や疾病等により引っ越しに時間を要している世帯については、体調面を考慮しつつ、傾聴しながら引っ越し、仮設返還に関する情報提供、手続き支援を実施している。また、行政に対する不満から返還を拒否している世帯については、早急に返還されるよう対応を継続する。

【再建支援中】精神疾患、家族の関係性、支援拒否、生活環境の変化に抵抗がある等の課題をもつ世帯に対し、粘り強く傾聴や情報提供をしながら面談を繰り返している。親族との同居や、公営住宅、民間賃貸住宅への入居支援につなげ、一日でも早く再建が実現するよう関係機関の協力を得ながら対応を継続している。

※支援に対して明確な意思を示さない、様々な理由をつけて再建（返還）を引き延ばすなど、仮設団地の解体期限まで入居状況を継続したいという潜在的な意向がうかがえる世帯もある。支援を拒否し、再建できる資力があるにも関わらず、返還の促しを受け入れない世帯に対しては、不適正世帯同様に県と協議をしながら返還訴訟対応に向けた事務手続きを進めている。

表A

区分	件数	
自宅完成待ち	10	
再建先 確保済	荷物移動未	8
	返還手続き未	3
再建支援中	11	
計	32	

表B

再建方法	件数	
復興公営（市内）	17	
自宅建築	防集	47
	一般募集（新市街地）	7
	区画整理	4
	公共事業以外	4
計	79	

＜参考 みなし仮設住宅＞

	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	計
市内	20	15	9	4	1	36	85
県内 市外	東松島市	2	1	1	1	6	11
	仙台市	5	3		1	5	14
	塩竈市	1	1				2
	多賀城市	2			1	1	4
	大崎市	1		1		2	4
	富谷市					1	1
	利府町	1		1		1	3
	美里町					1	1
大衡村					1	1	
県外	岩手県					1	1
	山形県				1		1
	茨城県			1			1
	埼玉県					1	1
	千葉県	1			1		2
	東京都	4	2	1	3		10
	神奈川県	3	2				5
	静岡県	1					1
	福井県			1			1
	石川県					1	1
	岐阜県			1			1
	愛知県					1	1
沖縄県	1	1				2	
計	32	30	20	10	7	55	154

＜特定延長（再延長除く）対象世帯への対応状況＞ *表B参照

①仮設住宅や再建予定の現地訪問をし、復興公営住宅の入居意思や自宅建築の進捗状況を確認した結果、79件中59件は、引っ越しを含めH30年度内に仮設住宅の退去が可能と見込んでいる。

②残り20件（防集11、一般募集3、区画整理3、公共事業以外3）については、自宅建築意向はあるものの工事着工していないなど具体的な進捗がないため、継続的な聞取り、相談対応を行っている。

③あくまで自宅建築を目指す意向であっても供与期限が迫っていることから、被災者自立生活支援事業、伴走型被災者支援事業による対応を強化し、自宅完成までの一時的な住まい（公営住宅、民間賃貸住宅等）の確保や、再建の実現性がない世帯に対する再建方法変更の意思決定支援を重点的に実施している。

(2) H31年度 再建（退去）見込み【特定延長（再延長）世帯】

団地	H31. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32. 1月	2月	3月	時期 未定	計
仮設雄勝森林団地		1												1
仮設大橋団地	8						1							9
仮設開成第10団地	1													1
仮設南境第4団地	4													4
仮設南境第7団地	5				1									6
仮設向陽団地	2													2
仮設蛇田西部第1団地	1												1	2
仮設蛇田西部第2団地	1													1
仮設追波川河川団地				1										1
仮設旭化成団地	1													1
計	23	1		1	1		1						1	28

再建方法	復興公営		公共事業	防集			区画整理		計
	新蛇田南D	東松島市柳の目西	上釜	伊勢畑	二子	新蛇田南	湊東	湊北	
件数	11	11	1	1	1	1	1	1	28
	23			3			2		

＜参考 みなし仮設住宅＞

再建時 仮設所在	H31. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32. 1月	2月	3月	時期 未定	計
市内	8				1			1		1				11
県内 市外	東松島市	8												8
	仙台市	1											1	2
	塩竈市	1												1
県外	岩手県											4		4
	東京都	1												1
計	19				1			1		1		4	1	27

＜特定延長（再延長）対象世帯への対応状況＞

【復興公営住宅】：H31.3に入居可能見込みであるため、引っ越しを含め4月中に退去見込みとなる。直前で再建意向が変更となるケースに留意しつつ、声掛けを継続する。

【防集】：建築請負契約書による工期確認済み。これに加え、自宅完成後の引っ越し、仮設住宅返還手続き等の具体的なスケジュールについて共通認識を持つなど、仮設住宅の退去時期が遅れないよう対応を図っていく。なお、仮設追波川河川団地については、集約期限がH31.3であるため、他の仮設団地への一時的な移転について調整を行っている。

【区画整理】：自宅再建時期が仮設団地の解消期限としているH31.9を越える見込みの世帯については、一旦、自宅完成までの一時的な住まいを確保する必要がある。供与期間内であるにも関わらず、仮設解消のための移転となることから、入居者の意向に十分に配慮し、住宅担当課の協力を得ながら住まいを確保していく予定。